

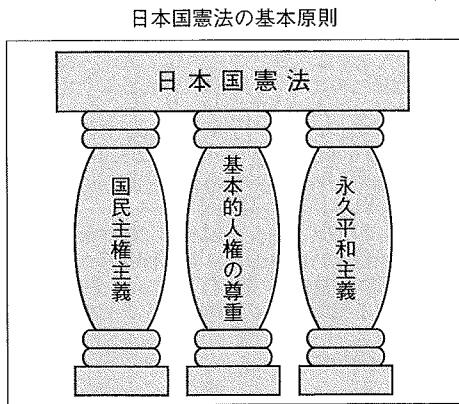
憲法を考える(2)

富山短期大学名誉教授 川中清司

憲法の三大原則

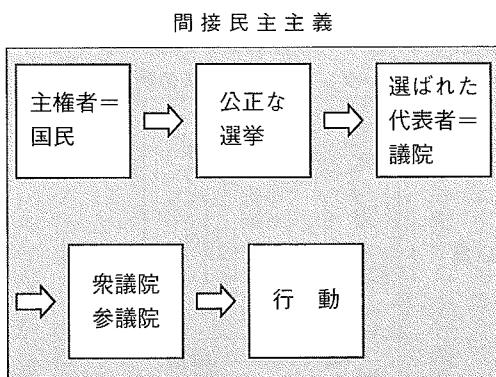
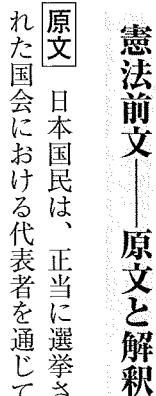
日本国憲法には、三つの基本原則がある。第一は「國民主權主義」で、国の政治のあり方を決める最終的な権限は、国民にあるということ。第二は「基本的人権の尊重」で、人間は生まれながらにして自由と権利を持ち、最大限に尊重される。第三に「永久平和主義」で、戦争と軍備を放棄し、二度と過去の過ちを繰り返さないことだ。

憲法は前文と一〇三条の条文で構成されている。前文は、この憲法がどのような理念で作られていくかを述べ、それぞれの条文の源となる「考え方の手引き」の性格



憲法前文の構成

主権在民	国民の信託
平和主義	国際協調

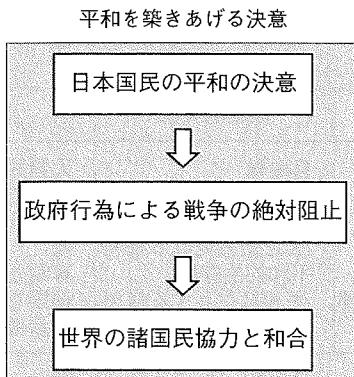


行動し、われらと、われらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確立する。

解説　日本の国民は、正しい選挙で選ばれて、議員となつた代表者（議会や内閣）を通じて行動する。いわゆる間接民主主義を実行する。あくまで主権は国民である。

これを受けて本文の各条項では、第四章に国会、第五章に内閣の制度を明示している。

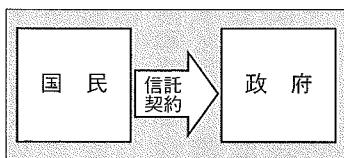
次に自分や子孫のためにも、日本の国のどこでも、自由が保証され、自由がもたらす恩恵を確実に体得できるようにする。いわゆる基本的人権の尊重を明記する。



さらに、世界の諸国民との協力、和合を築き上げ、その成果として、かつて政府が引き起こし、突き進んだの悲惨な戦争を再び起こさないことを強く決意し、痛ましい犠牲を引き起こさせないと、平和主義を堅く心に誓う。

そのために、日本の主権は国民が握り、国民にあるのだ。それを実現するために、この憲法を制定するのだと宣言する。

国民が政府に任せる



さらに、「人類普遍の原理」である。従来の明治憲法や、そのもとで出された法律、天皇の詔勅（天皇が発する意思表示）は原理に反するもので、受け取るものなのだ。これは

國が行使する権力は、國民の代表者が行うものであつて、それによつて得られる利益は、國民がこれを受け取るものなのだ。これは

は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

解説

元来、國の政治は國民が国との間で結んだ、嚴かで確かな約束で成り立つものだ。その約束の源は、國民が國に任せるという強い信頼から始まるものだ。

たとえば、イギリスのマグナカーネルタ（大憲章）や権利章典などの歴史や、ジョン・ロックの自然権思想や社会契約説に根ざすもので、これらは長い人類の歴史から築き上げられた人類に共通する原理なのである。

こうした原理に反する従来の明治憲法や、そこからできた法律、天皇の詔勅を破棄し、新しい憲法のもとですべてが始まると宣言している。

*

原文 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

解説 日本国民は、幾久しい和平を心から願い、人間同士がお互いに平和な生活を送ろうとする高い理想を自覚して、世界の平和を愛する諸国民の公正で信じ合う心を信頼して、われらが安全に生きていこうと決意した。

平和はお互いが信じ合い、信義を守ることを信頼し合うことで守られる。

「名譽ある地位を占める」という表現について、自衛隊の海外派遣で「国際貢献」を目指すときに

られる。

この部分の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」の表現に對して、世界には平和を愛する國民ばかりではないとか、他人まかせでは平和は守れないなどの批判も聞かれるが、ここではあくまで高い理想を掲げている。

原文

われらは、平和を維持し、専制と隸從、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と恥から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

*

解説 われら國民は、平和を守り、特定の権力者の独断で処理されてることや、狭い度量に対しても、これらを地上から永遠に取り除こうと努力している國際社會の中で、

共に努力する、名譽ある地位を占めたいと思う。われわれは全世界の國民が、みな等しく恐怖と恥から脱して、平和のうちに生きていく権利を持つてゐることを確認する。

引用されるが、あくまでも不戦と
平和の原則に基づくものでなければ
ならない。

*

原文 われらは、いざれの国家も、
自國のことのみに専念して他国を
無視してはならないのであって、
政治道德の法則は、普遍的なもの
であり、この法則に従ふことは、
自國の主権を維持し、他国との対
等関係に立とうとする各國の責務

国民主権	基本的人権	平和主義
・選挙で代表を選ぶ ↓ ・議会、政府に委任 ・国民の信託 ↓ ・憲法制定し権力を縛る	・自由権 恐怖から免れる権利 ・社会権 欠乏から免れる権利 ・平和的生存権 平和に生存する権利	・人類共通の基 諸国民に信頼する ・平和を愛する 公正と信義に信頼盤 ・専制と隸従を排除 ・他国を無視しない 政治道德

であると信ずる。日本国民は、國
家の名譽にかけ、全力をあげてこ
の崇高な理想と目的を達成するこ
とを誓う。
解説 どの国家でも、自分の国の
ことだけに専念して、他国を無視
してはならず、政治の道徳を守る
という原則は、全体に共通するも
のである。

この原則に従うことは、自國の
主権を維持しながら他国とも対等
の関係を進めていくための、各國
の責任であると信じる。

日本国民は、日本という國の名
誉をかけて、全力をあげてこの崇
高な理想と、目的を達成すること
を誓う。

前文批判いろいろ

● 安全保障の概念が欠如

安倍晋三氏は第一四七国会（二
〇一二年五月一一日）で、憲法前
文について、安全保障の欠如を批
判している。

「憲法の前文ですが、『平和を愛
する諸国民の公正と信義に信頼し
て、われらの安全と生存を保持し
よう』と決意した」とあり、この『平
和を愛する諸国民』というのは一
体なんだということですが、た

とえば国連の常任理事国は、この
戦後五〇年間、すべて戦争をして
いるわけで：そういう意味では、
この前文はまったく、しらじらし
い文であると言わざるを得ない…。
この前文によつて、私どもの中に
してはならず、政治の道徳を守る
という原則は、全体に共通するも
のである。

● 致命的な日本語の乱れ

石原慎太郎氏は、第一五〇国会
(同年一月三〇日)で次のよう
に述べ、憲法前文の表現を批判し
た。

「前文といふのは醜悪。諷われ
てゐる理念はいいんですよ。ごく
あたり前のことですよ。けれども、
それを表現するのに、翻訳として
も非常に拙劣な日本語であり…こ
こに『この憲法を確定する』とあ
りますね、：法表現だつたら制定
でしよう。『恐怖と欠乏から免が
れ』…とあるけれども日本語では
欠乏を免れですよ。やはり致命的
な日本語の乱れがある（※）」

（※）憲法前文に関する基礎的
資料・衆議院憲法調査会事務局

● 命を国際社会に預ける

櫻井よしこ氏は、二〇一五年五
月三日の公開憲法フォーラムで、
こう述べている。

「前文に何と書いてあるか。私
たちの命を『国際社会に預けなさ
い』と書いてある。『平和を愛す
る諸国民の公正と信義に信頼して
る』。これも変な日本語ですね。『：
われらの安全と生存を保持しようと
決意した』と書いてある。下手
と抜け落ちてしまつて『安全保
障といふ概念が、すっぽりと抜
け落ちてしまつて』と言わざ
るを得ない（※）」

● 力士の弱さにも影響か

島、領海侵犯をしてゐるとして憲
法改正を訴えた。

同じ会場で、元力士の舞の海秀
平氏は、昨今の日本人力士の甘さ
は、憲法前文の影響だとして、満
場の笑いを誘つた。「あまりに今
の日本人力士は人がいいのか、相
手を信じすぎている」

真意理解と実践の努力

こうした批判が、憲法を改正す
る口実となることを怖れる。大事
なことは、憲法に流れる真意を理

解することだ。揚げ足取りをしたり、細かい文章の表現や文法を問題にしていては、かえって真意を曲げる結果を招く。『角を矯めて牛を殺す』（小さな欠点を無理に直そうとして、かえって全体をだめにすることのたとえ）ことになりかねない。憲法をつくった当時のわれわれは、世界を相手に大戦を引き起こした懺悔と再生を誓い、世界平和を築く使命感に燃えていた。平和憲法は日本国民の悲痛な願いであった。大事なことは前文に流れる理念を理解し、平和達成に向けて努力することだ。

● 戰争反対は拷問、死刑

昭和のはじめから軍部の支配が高まつていった。昭和三年、田中義一内閣は治安維持法を改正した。

第一条「國体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者ハ、死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役」とし、天皇制を打倒する目的で結社を組織した者は、死刑に処せられた。

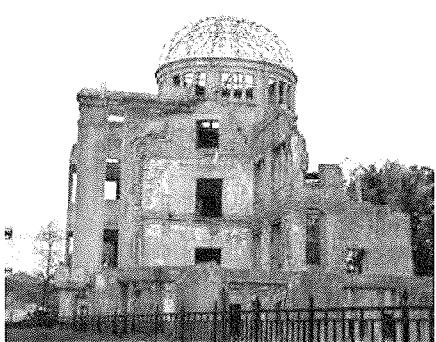
この治安維持法の改正は、議会を通さない緊急勅令方式で行われた。戦争に反対した人たちは特高警察に拷問され、獄死者一九四人、獄中病死者一五〇三人、逮捕者は数十万人に及んだ。

● 一億総火の玉——本土決戦

小説「蟹工船」を書いた小林多喜二は、一九三三（昭和八）年二月二〇日、築地警察署で拷問され

て殺された。丸裸で天井から逆さま吊りにされ、全身をたたきのめされたのだ。遺体は変色し、パンパンに腫れ上がつていた。二九歳だつた。治安維持法は一九四五（昭和二〇）年一〇月まで続いた。政府は「聖戦」の遂行と本土決戦を目指し、国民は「一億総火の玉」となり、最期の一兵まで戦うこと

を強いられた。沖縄に鉄の雨が降り、広島と長崎が原爆によつて焼かれた。日本国憲法は、こうした悲惨な状況から這い上がり、再び戦争を起さないとの懺悔と平和の誓いがこめられているのである。



1945年8月6日広島に原爆が投下され、14万人が死亡。同15日に終戦を迎えた